

関係各位

長崎県土木部
建設企画課長
(公印省略)

建設工事における労働環境改善の取り組み
(工事のウィークリースタンス) について (通知)

本県の土木行政についてご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
標記について、建設工事における働き方改革の一環として、下記の取り組みを実施することとしましたので、関係者への周知等についてよろしくお願いいたします。

記

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や新規入職者の減少等に伴う担い手の確保が喫緊の課題となっており、令和 6 年度からは改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用されていることから、建設工事においては更なる労働環境改善が求められている状況である。

これまで、本県では週休 2 日モデル工事や ICT 活用工事の推進など、建設業における働き方改革や労働環境改善の取り組みを実施しているが、更なる取り組みとして、建設工事におけるウィークリースタンスを実施し、より一層、魅力ある職場環境の創造に努めるものである。

2. 対象工事

令和 7 年 4 月 1 日以降に起工する工事を対象とするが、左記以前に起工済みの工事についても受発注者間で協議の上、取組実施が可能と判断された場合は適用可能とする。

対象事業は、長崎県土木部（営繕事業は除く）及び長崎県水産部漁港漁場課の所管する事業とする。

なお、発注時点において災害対応など緊急を要する工事であることがあらかじめ想定される場合は、本取組の対象工事には含めないものとする。

3. 受発注者間の相互における取組内容

取組内容については、受注者によって、勤務時間、定時退社日など労働環境改善の取り組みが各企業で異なり、現場条件等も多種多様であることから、柔軟性をもった取組とし、以下に示す項目を参考に受発注者間で取組内容を協議・調整の上、スケジュール管理を適切に実施しながら工事工程に差し支えない範囲で実施するものとする。

※下記内容から1つ以上を実施するものとする。

(1) 依頼日・時間及び期限に関すること

- 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない（金曜日に依頼して月曜日朝一を提出期限に設定するなど休日に作業しなければ間に合わない様な依頼は行わない）

(2) 会議・打合せに関すること

- 業務時間外に掛かる恐れのある打合せ開始時間の設定をしない（1時間程度の打合せを予定していて17時から時間外となる場合に16時以降を打合せの開始時間に設定する様なことはしない）
- 打合せはweb会議等の活用を努める

(3) 業務時間外の連絡に関すること

- 業務時間外の連絡を行わない（ASP・メール含む）
- 受発注者間でノー残業デーを情報共有する

(4) その他、取り組みが必要と思われる内容

- 上記の他、取り組みが必要と思われる内容がある場合は受発注者間で協議して取組内容を決定

4. 取り組みの進め方

対象工事については、特記仕様書に「労働環境改善の取り組み（ウィークリースタンスの実施）」を記載し、契約後、施工計画書作成前に受発注者間で協議を行い、取組内容を決定するものとする。

決定した取組内容は、「施工計画書（17）その他」に記載するものとする。

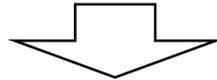
※共通仕様書等により施工計画書の提出を求めている工事（請負代金500万円未満）については、工事打合せ簿により別途、取組内容の報告を行うものとする。

なお、緊急を要する事案（事故対応、災害対応、苦情対応など）が発生した場合は、本取組の対象外とする。また、状況の変化等によりやむを得ず本取組が実施困難な状況となった場合は、実施の有無を受発注者間で協議し、決定するものとする。

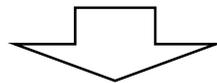
長崎県土木部 建設企画課 技術基準班
TEL：095-894-3025（ダイヤルイン）
E-Mail：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

<実施フロー>

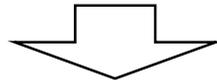
特記仕様書に「労働環境改善の取り組み
(ウィークリースタンスの実施)」を記載



契約後、施工計画書作成前に
受発注者間で協議し取組内容を決定



受注者は決定した取組内容を
「施工計画書（17）その他」に記載
※施工計画書の提出を求めている工事は
「工事打合せ簿」により取組内容を報告



受発注者双方で取組内容を
遵守しながら工事を実施

※対象日以前に起工済みの工事でウィークリースタンスを実施する場合は契約図書（特記仕様書）の変更が必要となるため、ウィークリースタンスの取組追加について工事打合せ簿で協議を行い、協議完了後に変更施工計画書の作成及び特記仕様書への追記（変更契約時）を行うものとする。

特記仕様書記載例（改定箇所抜粋）

第〇条 遠隔臨場活用工事について（発注者指定型）

1. 遠隔臨場活用工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」やこれまでの机上確認（受注者による自主検査）を臨場に替えること等を目的とし、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた「段階確認」「材料確認」「立会」（以下「遠隔臨場」という）を行うものである。

なお、本試行工事は、『長崎県における遠隔臨場活用工事の試行要領』の内容に従い実施する。

2. 試行内容

(1) 施工計画書

受注者は、遠隔臨場にあたり、施工計画書に適用種別及び実施方法を現場臨場と分けて記載すること。

(2) 遠隔臨場での確認

- ① モバイル端末等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認する。試行内容については、発注者との協議により実施するものとする。
- ② 映像と音声の録画を必要とする場合は、確認実施者が現場技術員の場合とする。この場合、現場技術員は使用するPCにて録画し、取りまとめるものとする。

(3) 事前準備

本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が準備するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は発注者が準備するものとする。

本試行工事に要するモバイル端末等は、受発注者それぞれが準備すること。

(4) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。

(5) 費用

本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積上げ計上する。

本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象とならない。

本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象とならない。

第〇条 労働環境改善の取り組み（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行い、労働環境の改善に努め、取組内容については、受発注者間にて調整のうえ実施に努めるものとする。

なお、実施にあたっては、取組内容を施工計画書に記載することとするが、共通仕様書等により施工計画書の提出を求めている工事については、工事打合せ簿により別途、取組内容の報告を行うものとする。

第〇条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

1. 内容